

議会のあり方調査特別委員会 政策等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	令和4年7月14日
開 会 時 刻	午後0時59分
閉 会 時 刻	午後3時15分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○辻 孝記 大西要一 中村 功
	楠木宏彦 西山則夫 浜口和久 宿 典泰
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 議会基本条例の検証について
	2 予算審査の振り返りについて (※協議に入らず)
説 明 員	奥野議事係長、森田書記

## 会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「議会基本条例の検証について」を議題とし、協議を行い、第16条の「予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請」まで審議を終え、また第17条の「委員会」については、各委員に意見を求め、協議を行ったが、意見が分かれていることから次回引き続き協議を行うこととし、次回7月25日に分科会を開くことと決定し、会議を閉じた。

なお、詳細は以下のとおり。

## 協議の内容

### 1 議会基本条例の検証について

資料1により、各条についてA評価（適切に運用）、B評価（さらなる取り組みが必要）、C評価（議員自身で評価すべき事項）、D評価（評価する必要があるもの）と評価をすることとし、条文改正の必要性について判断していくことと確認をし、前文から第16条「予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請」まで審議を終え、第17条の「委員会」については、各委員に意見を求め、協議を行ったが、意見が分かれていることから次回引き続き協議を行うこととした。また、いずれの条文についても、現時点で改正の必要がない旨を確認した。

#### ・前文

委員から特に意見もなく、会長提案により、前文は条例の趣旨、条例制定の目的、基本原則を示したもので、D評価（評価の必要がないもの）とすることと確認をした。

#### ・第1条 目的

委員から特に意見もなく、会長提案により、条例制定の目的を示したものであるため、D評価（評価の必要がないもの）とすることと確認した。

#### ・第2条 議会の活動原則

政策立案、政策提言に取り組めていない、議員間の自由討議が少ないということから、B評価（さらなる取組が必要）という意見があり、異議なくB評価と確認した。

#### ・第3条 議員の活動原則

第2条と同様、自由討議が少なく、B評価（さらなる取組が必要）という意見があり、異議なくB評価と確認した。

また、第2項の自己研鑽に関することについて、委員会での視察、研修、会派での視察、研修などの件数が取組状況に記載できればという意見があり、事務局で調べ、記載できるようであれば次回に示すことを確認した。

#### ・第4条 議会の役割

行政活動の監視については、一般質問などで分かるよう行っているが、政策立案の事例がなく、B評価（さらなる取組が必要）という意見があり、異議なくB評価と確認した。

また、行政の監視については一般質問だけで示せるものでなく、例えば委員会での審議、質問などで示せるのではという意見があり、取組状況を修正することを確認した。

- ・第5条 議長の責務と役割  
委員から特に意見もなく、会長提案により、平成29年から5人の議長が就任し、いずれの議長においても中立、公正な職務、効率的な議会運営に取り組まれていることから、A評価（適切に運用している）と確認した。
- ・第6条 政策立案及び政策提言  
第2条、第4条と同様に、政策立案、政策提言の実績がなかったことから、B評価（さらなる取組が必要）という意見があり、異議なくB評価と確認した。
- ・第7条 大規模災害時の議会の対応  
大規模な災害には遭遇しておらず、大規模災害時の対応については経験していないが、議会BCPの活動として、新型コロナウイルス対策会議の設置、市長へ要望書の提出などの取組を行ってきたが、コロナの対策については、議会として市長部局へ意見をするなど、今後さらなる取組が必要でないかという意見があり、異議なくB評価と確認した。
- ・第8条 会派  
委員から特に意見もなく、会長提案により、それぞれの会派、議員で評価をすべきものということから、C評価（適切に運用している）と確認した。
- ・第9条 市民参加及び市民との連携  
会議の公開、情報の公開に関しては、特段問題はないが、市民からの政策提案の機会の拡大が弱く、専門的知見の活用についても事例がないということで、B評価（さらなる取組が必要）という意見があり、異議なくB評価と確認した。
- ・第10条 請願及び陳情  
請願、陳情の取扱いについては、A評価（適切に運用している）という意見があり、異議なくA評価と確認した。
- ・第11条 議員の定数  
委員から特に意見もなく、会長提案により、新市発足以降、人口減少に応じて議員定数について削減を図っていることなどから、A評価（適切に運用している）と確認した。
- ・第12条 議員報酬  
議員報酬については、第11条の議員定数と関連する部分もあり、A評価（適切に運用している）と意見があり、協議の結果、特別職報酬等審議会で審議されていること、報酬の性格についても各議員が自覚していること、長期欠席議員の報酬削減について制度化していることから、A評価と確認をした。
- ・第13条 議会と市長等との関係  
質疑応答は一問一答方式を採用し、反問権についても認めており、緊張関係を持ち、A評価（適切に運用している）との意見があり、異議なくA評価と確認した。
- ・第14条 法第96条第2項の議決事件  
委員から特に意見もなく、会長提案により、議決事件の範囲の拡大は、伊勢市総合計画の基本計画を追加し、議会の機能強化に努めており、A評価（適切に運用している）と確認した。
- ・第15条 定例会の回数及び会期  
定例会の回数について、新型コロナウイルスの関係で臨時的な案件についても、臨時

会で対応できており適切に運用しているという意見のほかに、通年制などこれから検討していく必要があると考え、さらなる取組が必要という意見があったが、協議の結果、臨時会が多く開催されたこともあったが、定例会の回数は年4回の現行を継続することで結論が出ており、臨時会で対応できているということで、A評価（適切に運用している）と確認した。また、通年制についてはさらなる議論が必要という意見があったことを合わせて報告することを確認した。

・第16条 予算及び決算の審査における説明資料の作成の要請

委員から特に意見もなく、会長提案により、予算説明資料及び決算に係る主要な施策の成果説明書及び事務の概要書でもって審議が尽くされており、A評価（適切に運用している）と確認した。

・第17条 委員会

常任委員会については委員会の特性を生かした審査及び積極的な継続調査事項が設定され、適切な運用がなされているという意見があった。

また、予算・決算特別委員会での審査については、意見が分かれており、現在の分科会方式を評価する意見がある一方、分科会方式によって専門的、具体的な議論ができていると言い切れないという意見もあり、協議を行ったがまとまらず、次回、引き続き協議することと確認した。

2 予算審査の振り返りについて

「議会基本条例の検証について」の協議が長引き、協議に入らず。

上記署名する。

令和4年7月14日

会 長